

意匠分類記号	意匠分類の名称
E4-600	電子楽器

対応する旧意匠分類 ※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」		
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品
E4-60	全	電子楽器
E4-60A	全	電子楽器(けん盤操作型)
E4-60AA	全	電子楽器(アップライトピアノ型)
E4-60AB	全	電子楽器(卓上けん盤操作型)
E4-60AC	全	電子楽器(脚付きけん盤操作型)
参考分類・参考物品		
分類記号	分類の名称 または 物品の名称	
E4-510	オルガン	
E4-520	ピアノ等	
再掲載指示		
分類記号	分類の名称 または 物品の名称	
この分類に含まれる物品		
電子楽器	楽音信号合成器	ミュージックシンセサイザー
電子オルガン	電子ピアノ	電子バイオリン
電子楽器用音源器		
定義		
<p>電子回路によって音の周波数を合成したもの、あるいはピアノなどの実際の楽器の音を録音したもの等の、電子的音源によって音色を発生する楽器。</p> <p>電子楽器用音源器、電子楽器用記録再生器、電子楽器用サンプラー、電子楽器用シーケンサーを含む。</p>		
1161455号 電子管楽器	1161690号 詩歌・和讃演奏器	1096601号 電子打楽器
		
他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)		
<p>電気ピアノ(E4-520)、電気ギター(E4-31)は含まれない。電子リズム発生器はE4-01へ。</p> <p>音源的機能を有さない楽音処理機器は楽器ではなくH6-32(音声調整機器)に、音声合成機器等は音響機器(H6)に分類する。</p> <p>テープレコーダー付電子楽器はH7-212、ラジオ受信機付電子楽器はH6-40に分類する。</p>		
分類付与運用メモ (付与優先関係、懸案事項など)		
過去に分類した物品の名称		